

天童市民病院第3次中期経営計画の概要について

令和5年8月1日

天童市民病院

1 計画策定の趣旨

天童市民病院（以下「市民病院」という。）は、これまで、天童市民病院中期経営計画（平成26年度から平成30年度まで）及び天童市民病院第2次中期経営計画（令和元年度から令和5年度まで。以下「第2次中期経営計画」という。）を策定し、経営の改善に取り組んできました。

また、国は、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン（令和4年3月29日付け総財準第72号。総務省自治財政局長通知。以下「経営強化ガイドライン」という。）を策定し、その中において、病院事業を設置する地方公共団体は、「公立病院経営強化プラン」を令和5年度中に策定するよう求めています。

このため、経営強化ガイドラインが求める事項を含め、令和5年度が最終年度となる第2次中期経営計画に続く、天童市民病院第3次中期経営計画（以下「第3次中期経営計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

国は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）に基づく措置として、都道府県による地域の将来の医療提供体制に関する構想の策定を義務付けました。そこで、山形県は、将来の目指すべき医療提供体制を実現するための施策及び令和7年度までの医療需要及び必要な病床数を示した山形県地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）を平成28年9月に策定しました。

また、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用を受ける病院又は公営企業型地方独立行政法人が経営する公立病院は、このたびの新型コロナウイルス感染症に係る対応において、改めてその重要性が認識された一方、医師や看護師不足、人口の減少や少子高齢化による医療需要の変化などにより、依然として、厳しい経営状況に直面しています。

そのため、国は、経営強化ガイドラインにおいて、限られた医師や看護師などの医療資源を地域社会全体において、最大限効率的かつ効果的に活用していくという視点を重視しています。

具体的には、公立病院の経営の効率化、再編、ネットワーク化及び経営形態の見直しの視点に立った改革を行うための新公立病院改革ガイドライン（平成27年3月31日付け総財準第59号。総務省自治財政局長通知）の中の「再編・ネ

ットワーク化」に代えて、それぞれの病院間の役割の分担と連携の強化に主眼をおいた「機能分化・連携強化」を推進することとしています。また、新たな課題への対応として、「医師、看護師等の確保と働き方改革」及び「新興感染症の感染の拡大時に備えるための平時からの取組」を追加しています。

これらのことを踏まえ、第3次中期経営計画は、経営強化ガイドライン、地域医療構想及び天童市の上位計画である天童市総合計画との整合性を十分に図りながら、市民病院の経営の強化について、総合的に取り組むための指針となるものです。

3 計画の期間

第3次中期経営計画は、第2次中期経営計画を引き継ぐものであり、また、経営強化ガイドライン及び地域医療構想の期間を考慮し、計画期間を令和6年度から令和10年度までの5か年間とします。なお、国の医療制度の変化や市民の医療ニーズの変化等に迅速に対応するため、必要に応じて、計画内容の見直しを行います。

4 計画の構成

第3次中期経営計画の構成は、経営強化ガイドラインを踏まえ、次のとおりとします。

- (1) 基本計画
- (2) 病院経営の現状と課題
- (3) 市民病院の果たすべき役割
- (4) 市民病院の経営方針
- (5) 数値目標と収支計画
- (6) 目標達成に向けた具体的な取組
- (7) 計画の達成状況に係る点検等